

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例（平成28年11月11日京都市条例第12号）（産業観光局農林振興室農業振興整備課）

上弓削農業集落排水処理施設の使用料等については、京北特定環境保全公共下水道と同一の額としてきたところですが、京北特定環境保全公共下水道の使用料が公共下水道事業により設置する公共下水道の使用料と同一の額に改定されることに伴い、京北特定環境保全公共下水道により汚水を排除する方との均衡を失しないよう、上弓削農業集落排水処理施設の使用料等を改定することとしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年11月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第12号

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「1,000円」を「650円」に改め、同条第3項中「別表」を「別表第1」に改める。

第15条を削る。

第16条第1項中「京都市京北地域水道の管理に関する条例第8条又は第9条」を「京都市水道事業条例第16条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、2月（定例日の属する月の前々月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。）の汚水排出量の認定を行うことができる。

第16条を第15条とし、第17条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（2月の使用料の額）

第17条 市長は、第15条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行う場合は、当該2月の使用料の額を算定する。

2 第14条の規定は、前項の規定により2月の使用料の額を算定する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「650円」とあるのは「1,300円」と、同条第3項中「別表第1」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

第18条中「又は第15条」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第15条第5項の規定により2月の汚水排出量の認定を行うこととしていた使用者について、2月の中途において汚水の排除をやめたときその他当該認定により難しいときの使用料の額は、別に定める基準により算定する。

第19条第2項中「期限」を「納入期限」に改める。

第20条第1項本文中「臨時使用」の右に「（工事その他の理由によりあらかじめ6箇月以内の期間を定めて使用することをいう。）」を加え、「つど」を「都度」に改める。

第22条に次の2項を加える。

2 市長は、使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときは、当該使用料から1月当たり20円に100分の108を乗じて得た額を減額する。この場合において、当

該額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

- 3 前項の規定にかかわらず、使用者の責めに帰すべき事由により、第19条各項に規定する納入期限までに使用料が納入されなかったときは、この限りでない。

附則第8項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

汚 水 排 出 量	従量使用料（1立方メートルにつき）
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	10 円
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	113
20立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分	116
30立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	162
100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	183
200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	201
500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	213
5,000立方メートルを超える部分	218

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第17条関係）

汚 水 排 出 量	従量使用料（1立方メートルにつき）
10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	10 円
20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部分	113

40立方メートルを超え, 60立方メートルまでの部分	116
60立方メートルを超え, 200立方メートルまでの部分	162
200立方メートルを超え, 400立方メートルまでの部分	183
400立方メートルを超え, 1,000立方メートルまでの部分	201
1,000立方メートルを超え, 10,000立方メートルまでの部分	213
10,000立方メートルを超える部分	218

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に農業集落排水処理施設に汚水を排除した者が納入すべき使用料の額(施行日以後最初に認定する污水排出量に係るものに限る。)は, この条例による改正前の京都市上弓削農業集落排水処理施設条例の規定の例により算定した額とこの条例による改正後の京都市上弓削農業集落排水処理施設条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により算定した額とのいずれか低い額とする。
- 3 改正後の条例第22条第2項及び第3項の規定は, 施行日以後に認定する污水排出量に係る使用料を納入するときに減額する額について適用し, 施行日前に認定する污水排出量に係る使用料を納入するときに減額する額については, 適用しない。
- 4 前2項に定めるもののほか, この条例の施行に関し必要な経過措置は, 市長が定める。

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)